明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（外務二一四）　一
○外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件（財務二九二）
○外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件の一部を改正する件（同二九三）　二

告示

○外務省告示第三百十四号

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って我が国が講ずる証券の発行等の禁止措置の対象として、ロシア連邦の団体を別表のとおり指定する（別表に指定する各団体には、当該各団体により株式の総数又は出資の総額に占める割合の百分の五十以上を直接に所有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。）を含む。）。

平成二十六年九月二十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

（別表）

5団体

1　ズベルバンク
Sberbank
所在地：19 Vavilova St., Moscow, 117997, Russian Federation

2　対外貿易銀行
VTB Bank
所在地：29 Bolshaya Morskaya St., St. Petersburg, 190000, Russian Federation

3　対外経済銀行
Bank for Development and Foreign Economic Affairs (Vnesheconombank)
所在地：9 Akademika Sakharova Prospekt, Moscow, 107996, Russian Federation

4　ガスプロムバンク
Gazprombank
所在地：63 Novocheremushkinskaya St., Moscow, 117418, Russian Federation

5　ロシア農業銀行
Russian Agricultural Bank
所在地：3 Gagarinsky Pereulok, Moscow, 119034, Russian Federation

指定日：平成26年9月24日

○財務省告示第二百九十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第二十条第六号に規定する資本取引のうち、非居住者（証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（平成二十六年九月外務省告示第三百十四号）で定めるものをいう。）に限る。）による本邦における証券（償還期限の定めのある証券にあっては、当該償還期限が九十日を超えるものに限る。）の発行又は募集